

宮崎県過疎地域持続的発展計画

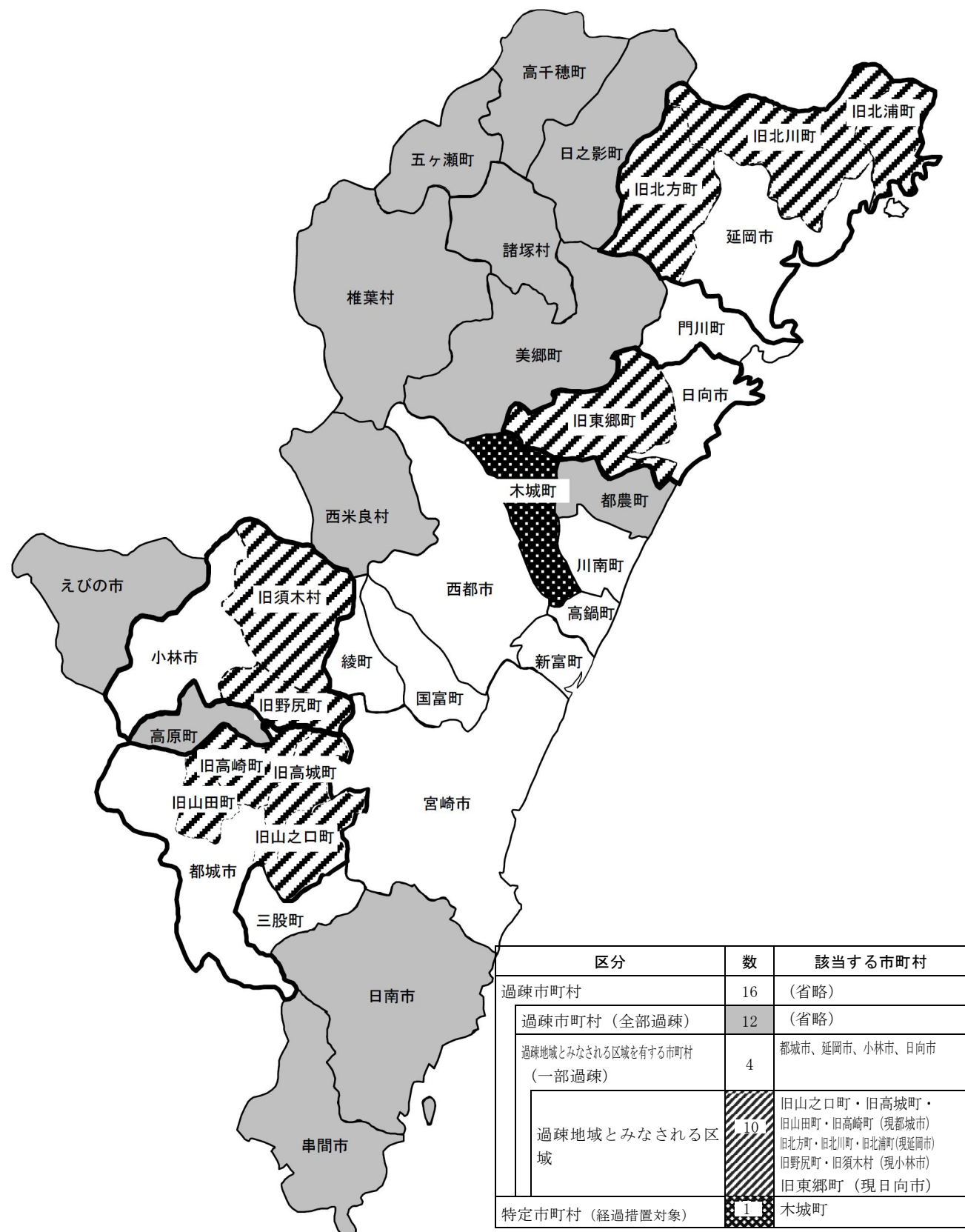
(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月
宮 崎 県

目 次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保	8
3	産業の振興	10
4	地域における情報化	16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
6	生活環境の整備	21
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
8	医療の確保	26
9	教育の振興	27
10	集落の整備	28
11	地域文化の振興等	29
12	再生可能エネルギーの利用の推進	31

宮崎県過疎関係地域（令和7年4月1日現在）



1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

本県の過疎地域の振興については、昭和 45 年制定の「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55 年制定の「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年制定の「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年制定の「過疎地域自立促進特別措置法」及び令和 3 年制定の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、市町村等との連携のもと、約 1 兆 6,926 億円（昭 45～令 5）を投資し、道路交通網、産業基盤、生活環境等の社会資本の整備に努めてきた。

この結果、道路をはじめとする各種公共施設の整備水準については、非過疎地域との格差は依然としてあるものの、相当の成果を上げてきた。

近年、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民への安らぎや教育の提供の場として、県民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有するなど、その重要性が増してきている。過疎対策の推進にあたっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、県民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を県民全体の課題として考え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

このため、今後の過疎対策については、引き続き、令和 3 年制定の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、これらの諸情勢や、宮崎県過疎地域持続的発展方針、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえ、過疎地域において人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいけることを目指し、過疎地域市町村と連携を図りながら、次の体系により持続的発展を推進していくものとする。

ア 「ひと」

今後、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域において、これらの影響を少しでも低減するために、地方での子育てを希望する若い世帯を含め、移住希望者の本県への移住・定住を促進するとともに、若者の県外流出の抑制や、地域を担う次世代の育成に取り組む。

また、活力のある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進するとともに、二地域居住を含め様々な形で、さらなる関係人口の創出・拡大に取り組む。

(ア) 戦略的な移住・定住の促進

安定した雇用や居住など、移住希望者のニーズを的確に捉えて移住の促進を図るとともに、移住後の定住に向けた取組を推進する。

(イ) 地域を担う次世代の育成

地域の特性を生かした魅力ある教育環境の充実やふるさとに対する誇りや愛着を育む活動に取り組むとともに、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進する。

また、地域課題の解決・改善に向けて、これからの地域づくりを担う人材の育成に取り組む。

(ウ) 外部人材の活力の取り込み

地域おこし協力隊や、ボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援など、活力ある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進する。

(エ) さらなる関係人口の創出・拡大

テレワークやデジタル技術の活用による多様な働き方の広がりを契機とする新しい人の流れの創出を促進するとともに、地域の魅力や資源を活かしながら、様々な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大に取り組む。

イ 「生活」

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」（人口減少下においても住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりのこと。）を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

また、安心して子どもを生み育てることのできる環境の充実を図るとともに、安全な生活を確保するため、防災・減災に向けた体制づくりを推進する。

さらに、中山間地域が持つ多面的機能の維持・保全や地域資源等の魅力発信など、中山間地域のくらしのゆたかさを継承する取組を推進する。

(ア) 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

a 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

中山間地域における安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図る。それと並行して、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進する。

b 地域運営組織の形成促進

住民同士が地域の課題や将来像について話し合い、それらの共有化や合意形成を図る取組を支援するとともに、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

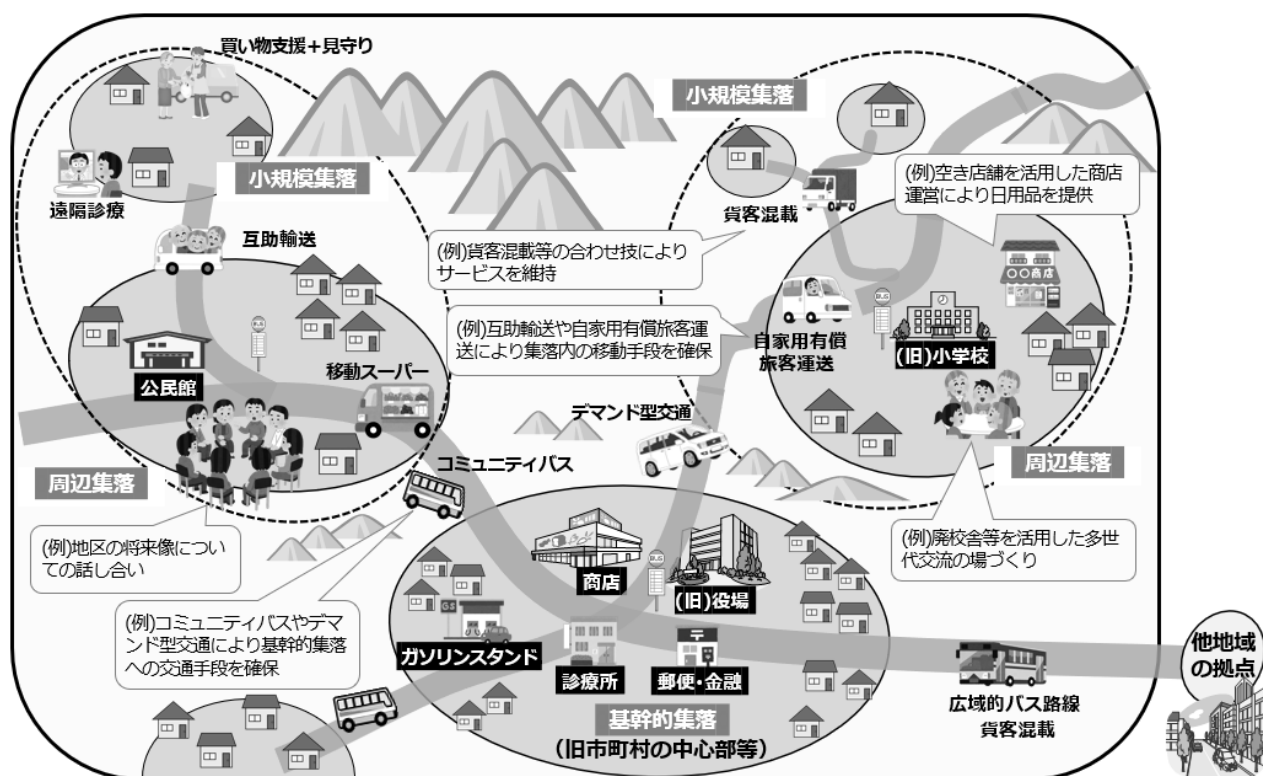
c 子育て環境の充実

子育て世代が安心して子どもを生み育てることができるよう、県民全体で子育てを応援する気運の醸成や地域の絆づくりを推進するとともに、小児医療体制や母子保健対策、子どもと家庭を対象とする相談体制の整備など、子育て環境の充実を図る。

d 防災・減災のための体制づくり

安全な生活を確保するため、地域防災の中核となる人材の育成や、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、地域の多様な関係主体が協働した防災・減災のための取組を推進する。

「宮崎ひなた生活圏づくり」のイメージ



「基幹的集落」

小売、金融、燃料供給、介護サービス等、日常生活に必要なサービスや機能が集積し、圏域内の複数の集落同士、あるいは圏域の外との結節点となる集落

「周辺集落」

基幹的集落の周辺にあり、小学校区程度の区域を単位として、自治会や公民館等による地域活動が行われている集落

「小規模集落」

周辺集落の中で、地形的に末端にあり、世帯数の減少や高齢化の状況が著しい集落

「宮崎ひなた生活圏づくり」とは・・・

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療・介護、福祉サービス、交通、買い物、集落活動（草刈りなど）といった日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が徐々に困難となっていく。

このような中、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるためには、上記のイメージ図のとおり、拠点となる基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通（コミュニティバス、デマンド型交通、自家用有償旅客運送、互助輸送等）や物流（貨客混載、移動スーパー等）のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合いながら日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保していくことが必要となる。

このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」という。

＜「宮崎ひなた生活圏づくり」の4つの基本的な考え方＞

多様な主体の参加・協働 (地域運営組織 等) 住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、地域の課題解決に向けた取組の開始、多様な関係主体が連携・協働した地域運営組織等の形成を促進します。	複数の集落をネットワーク化 (基幹的集落を核とした連携・補完) 買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要なサービス・機能について、拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことで、単独集落では提供が困難になっても、日常生活を送ることができるようにします。
合わせ技による効率化 (活動分野や業種の相乗り) 単独では提供が困難になる可能性のあるサービス・機能について、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で多様かつ小さなニーズに応えることができるようにします。	安心して住み続けるための セーフティネットの確保 安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。

(イ) くらしのゆたかさの継承

a 多面的機能の維持・保全

多面的機能支払制度の取組や地域が一体となった鳥獣害対策、資源循環型林業や適正な森林管理を推進するとともに、地域に受け継がれてきた伝統文化の保存や継承を図る。

b 中山間地域の魅力の発信

中山間地域が有する様々な機能や資源、魅力について、世界ブランド等を生かした取組や学校教育、地域間交流などを通して県内外に広く発信し、理解を深める。

ウ 「しごと」

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図る。

また、ICT を活用した新しい技術や、事業の複合化や分野横断などの新しい手法を導入するとともに、地域で稼いだ所得を地域内で循環させて経済活動を活性化させる地域経済循環を促進するなど、中山間地域の「しごと」を守り、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに取り組む。

(ア) 担い手の確保・育成

農林水産業をはじめとする産業への新規就業者の確保・育成に取り組むとともに、特定地域づくり事業協同組合の仕組み等を活用した地域内外の多様な人材の参画促進や、円滑な事業承継の推進に取り組む。

(イ) 中山間地域の特性に合った産業の振興

果樹や夏秋野菜、花きをはじめとする収益性の高い農産物等の生産拡大や生産安定を推進するとともに、集落営農組織の育成や受託作業の組織化を図る。また、農林業を核としながら別の分野と組み合わせる複合的経営などの、中山間地域の地理や気候の特性に合った産業の振興に取り組む。

(ウ) 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

地域の食資源を活用したフードビジネスや多様な事業者が一体となった新商品・サービスの開発を推進するとともに、中山間地域ならではの観光資源を生かした地域間交流の促進や、体験・滞在型観光の取組を推進するなど、文化や歴史、食、自然環境などの地域資源を生かした稼ぐ力の向上に取り組む。

(エ) 新しい技術や手法の導入

農林水産業をはじめとする産業において、ICT を活用した作業の効率化や省力化、高収益化を図る取組を推進するとともに、医療や福祉、教育、防災などの様々な分野での積極的な利活用を図る。

また、事業の複合化や新技術の開発などによる経営革新等の取組を促進する。

(オ) 地域経済循環の促進

地域資源を有効活用するための生産・流通・販売体制の構築や、再生可能エネルギーの利活用促進、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識醸成を図る取組等により、地域経済循環を促進する。

(2) 目標

ア 目指す将来像

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「暮らしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける過疎地域。

イ 人口に関する目標

	現況値	目標値
県外から本県過疎地域への 移住世帯数（累計）	796 世帯 (令和 2 年度～令和 6 年度)	900 世帯 (令和 8 年度～令和 12 年度)

※ 県や市町村など、行政の施策による支援を受けて、県外から全部過疎地域（特定市町村含む）の 13 市町村に移住した世帯の累計。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎対策関連事業の実績等に関する調査を毎年度実施するほか、市町村や地域住民の代表者等との協議の場（中山間地域振興協議会等）において、過疎対策の取組状況についての意見交換・検証等を実施する。

(4) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするが、上記(3)を踏まえ、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保

過疎地域における人口の社会減対策の一つとして、移住・定住の促進を図るとともに、交流人口の拡大や外部人材の活用、二地域居住を含め様々な形で地域に関わる関係人口の創出等を通じて地域間交流の促進を図り、地域活性化の取組を推進する。

また、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、産業、医療、福祉、集落活動など、各分野で人材の確保が困難となっている状況に対応するため、教育、産業担い手対策、地域づくりなど、多様な観点から施策を講じることにより、地域を支える人材の育成・確保を図る。

(1) 移住・定住の促進

事業名	事業内容
1 移住・定住促進関連事業	本格的な人口減少社会を迎える中、人口減少対策の柱の一つとして都市部から本県への移住・定住を促進し、地域の担い手確保や活力維持・増進を図るため、移住希望者からの相談等への対応や、本県の住みやすさ・魅力などの情報発信、空き家の利活用など受入体制のさらなる強化、関係人口の創出・拡大に取り組む。
2 福祉人材センター事業	本県への移住希望者に対し、福祉の仕事内容や資格取得のための支援制度、本県ならではの働きやすさ、やりがい等をPRすることで、県内の福祉現場への就業促進を図る。

(2) 人材育成及び人材確保

事業名	事業内容
1 林業担い手総合対策基金事業	「宮崎県林業担い手対策基金」を活用して、就業窓口の設置、インターンシップによる「人材確保」や造林事業を開始する事業体への支援、林業従事者の負担軽減に繋がる資機材等の導入による「就労環境の改善」を推進する等、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。 ※一般の市町村を含む。 ① 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業＜補助率＞定額 ② 新規就業者相談窓口設置事業 ③ みやざきの林業魅力発信事業 ④ 森林の仕事生き生き定着促進事業 ＜補助率＞ 定額 ⑤ 安全・安心な林業の職場づくり事業 ⑥ 林業労働災害レスキュー体制構築事業 ⑦ 造林作業班待遇改善事業 ⑧ 労働安全確保対策事業 ＜補助率＞ 定額 ⑨ ひなたのチカラ林業担い手確育成促進事業 ＜補助率＞ 定額 ⑩ 造林担い手インターンシップモデル事業 ＜補助率＞ 定額
2 「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業	「みやざき林業大学校」において、林業・木材産業が求める実践的な人材育成を総合的に実施する。

3 特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業	県内における特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村等を支援する。 ＜補助額＞ 1 件あたり 100 万円以内
4 特定地域づくり事業協同組合設立強化事業	県内事業者向けに制度の理解を深めるための説明会や相談会を開催するほか、現地視察会を開催することにより、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進する。

3 産業の振興

過疎地域の持続的発展を図り、県土の均衡ある発展を図っていくためには、地域の活力の担い手である若者等の定住を促進していくことが重要であり、特に産業の振興による安定した雇用及び所得を確保することが必要である。

このため、産業の振興については、地域の創意と工夫を基本にしながら、産業振興のための生産基盤の整備、流通対策の強化、担い手の育成・確保、地域経済循環の構築を図るとともに、地域の持つ自然、歴史、文化といったあらゆる資源を活かした地域づくりを通じた多様な業種の産業おこしを、ハード、ソフト両面から推進していくものとする。

また、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組むことにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準等を確保し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようにすることで、産業の維持・活性化を図る。

(1) 農業の振興

事業名	事業内容
1 基幹水利施設ストックマネジメント事業	農業用水利施設の長寿命化対策を行う。 ……………日南市、都城市（旧高崎町）、延岡市（旧北方町）、串間市、木城町、高千穂町
2 水質保全対策事業	硫黄山噴火により河川の水質が悪化し、農業用水が取水できなくなったことから、水質監視システムの整備や代替水源確保のための用水路整備を行う。 ……………えびの市
3 経営体育成基盤整備事業	ほ場の区画整理を行う。……………日南市、串間市、小林市（旧野尻町）、えびの市、高原町、木城町、都農町
4 畑地帯総合整備事業	畑地かんがい施設等の整備を行う。…都城市（旧高城町）、都城市（旧高崎町）、都城市（旧山田町）、小林市（旧野尻町）、えびの市、高原町
5 中山間地域総合整備事業（県営）	農業を中心とした地域の活性化に意欲のある中山間地域を対象として、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を総合的に実施する。 ……………延岡市（旧北方町）、日向市（旧東郷町）、えびの市、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 [実施主体：県] ① 農業生産基盤整備事業 ○農業用排水施設整備 ○農道整備 ○ほ場整備 ○農用地開発 ○農地防災 ○客土 ○暗渠排水 ○農用地の改良又は保全 ② 農村生活環境整備事業 ○農業集落道整備 ○営農飲雑用水施設整備 ○農業集落排水施設整備 ○農業集落防災安全施設整備 ○用地整備 ○活性化施設整備 ○集落環境管理施設整備 ○交流施設基盤整備 ○情報基盤施設整備 ○市民農園等整備 ○生態系保全施設等整備 ○交換分合

	<補助率> 国 55/100 県 32~30/100
6 ため池等整備事業	農地への用水を供給を図り、災害を未然に防止するため、ため池や水路等の整備を行う。……………日南市、都城市（旧山田町、旧高崎町、旧高城町）、日向市（旧東郷町）、えびの市、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 <補助率> 国 55/100 県 40~35/100
7 農業用河川工作物 応急対策事業	治水機能の劣っている頭首工等の整備を行う。……………串間市 <補助率> 国 55/100 県 42/100
8 多面的機能支払制度	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動による農地や水路等の適切な保全管理を支援。 ① 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化） <補助率> 国 50/100 県 25/100 [事業主体：活動組織] ② 推進交付金 <補助率> 国 100/100
9 中山間地域等直接 支払制度	中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するという観点から、集落等に直接支払を実施する。 ① 中山間地域等直接支払交付金[事業主体：農業者等] <補助率> 国 1/2 県 1/4（通常地域） 国 1/3 県 1/3（特認地域） ② 県推進事業[事業主体：県]
10 畜産競争力強化整備事業	畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う畜舎等の施設整備や家畜導入を支援することにより、生産性の向上や担い手の育成を促進し、地域の畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図る。 ① 肉用牛施設整備 <補助率> 1/2 ② 酪農施設整備 <補助率> 1/2 ③ 養豚施設整備 <補助率> 1/2 ④ 養鶏施設整備 <補助率> 1/2
11 「4本柱」で支える ひなた家畜防疫体制事業（農場防疫維持強化事業）	市町村自衛防疫推進協議会等が実施する農場防疫の強化に資する資機材の整備を支援する。 <補助率> 1/2以内
12 元気な中山間農業 ・農村活性化事業	地域の食、景観など農村ならではの地域資源の発信や、地域間交流を促進する「農泊」を推進し、地域の所得向上を図る。 <補助率> 定額

13 鳥獣被害対策アップデート事業	本県の野生鳥獣による農林作物被害は減少傾向ではあるが、依然として大きな被害が発生している。このため、鳥獣被害対策のモデル実証や被害が深刻な地区への重点支援、侵入防止柵の設置や維持・管理の取組を推進することにより、農作物被害の低減を図る。さらに、捕獲鳥獣（ジビエ）を地域資源として利活用する取組を支援する。 ① 地域を核とした鳥獣被害防止活動推進事業 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 ③ みやざきジビエ利活用推進事業
14 有害鳥獣捕獲強化総合対策事業	市町村有害鳥獣対策協議会への支援や捕獲班員等に対する安全等に関する研修会等の実施により捕獲体制の強化を図り、有害捕獲したシカ・イノシシ及び狩猟で捕獲したシカに対して助成することで適切な捕獲を促進する。※一般の市町村を含む。 ① 有害鳥獣捕獲班活動支援事業 <補助率> 1 / 2 ② 野生猿特別捕獲班活動支援事業 <補助率> 1 / 2 ③ 有害鳥獣捕獲指導者等育成事業（県猟友会に委託） ④ 有害鳥獣（シカ・イノシシ）捕獲促進事業 <補助率> 1 / 2 ⑤ 狩猟でシカ捕獲促進事業 <補助率> 1 / 2
15 有害鳥獣被害対策パトロール支援事業	有害鳥獣のより迅速な捕獲と地域ぐるみの捕獲対策等を促進するため、市町村が実施する有害鳥獣捕獲対策指導員のパトロール活動を支援し、中山間地域の活性化を図る。※一般の市町村を含む。 <補助率> 定額
16 シカ捕獲等特別対策事業	シカの個体群管理のため、鳥獣保護区等での捕獲を実施し、鳥獣による農林作物等への被害軽減を目指す。※一般の市町村を含む。（認定鳥獣捕獲等事業者）に委託）
17 野生鳥獣被害防止事業	鳥獣保護区等周辺における効果的な捕獲を促進するため、わな猟免許所持者を対象とした講習会を実施し育成を図るとともに、市町村が実施する電気柵の設置などの取組を支援する。※一般の市町村を含む。 ① 野生鳥獣捕獲従事者育成事業 ② 野生鳥獣被害防止対策事業 電気柵等の設置 <補助率> 1 / 3
18 狩猟免許取得促進事業	狩猟免許保持者を確保するため、市町村が行う狩猟免許等の取得に必要な経費に対する助成を支援する。※一般の市町村を含む 狩猟免許取得促進事業 <補助率> 1 / 3
19 経営体育成支援事業 (条件不利地域型)	経営規模が小規模・零細な地域における共同利用機械・施設等の導入を支援する。 施設等 <補助率> 1 / 2 農業用機械 <補助率> 1 / 3

(2) 林業の振興

事業名	事業内容
1 林業担い手総合対策基金事業	「宮崎県林業担い手対策基金」を活用して、就業窓口の設置、インターンシップによる「人材確保」や造林事業を開始する事業体への支援、林業従事者の負担軽減に繋がる資機材等の導入による「就労環境の改善」を推進する等、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。 ※一般の市町村を含む。 ① 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業＜補助率＞定額 ② 新規就業者相談窓口設置事業 ③ みやざきの林業魅力発信事業 ④ 森林の仕事生き生き定着促進事業 ＜補助率＞ 定額 ⑤ 安全・安心な林業の職場づくり事業 ⑥ 林業労働災害レスキュー体制構築事業 ⑦ 造林作業班待遇改善事業 ⑧ 労働安全確保対策事業 ＜補助率＞ 定額 ⑨ ひなたのチカラ林業担い手確育成促進事業 ＜補助率＞ 定額 ⑩ 造林担い手インターンシップモデル事業 ＜補助率＞ 定額
2 森林整備事業	森林組合や森林所有者等が市町村の指導のもとに集団的、計画的、組織的に実施する造林、下刈り、間伐等に対して補助する。 ※一般の市町村を含む。 ＜補助率＞ 国費 3／10 県費 1／10（又は2／10）
3 しいたけ等特用林産物生産強化事業	山村地域の貴重な現金収入源となっているしいたけ等の特用林産物の生産体制の強化等に必要な施設整備に対し支援する。 ＜補助率＞ ① 生産基盤強化事業 県1／3 ② 生産技術指導員による指導 定額
4 有機 JAS 等認証産地化支援事業	特用林産物に係る有機 JAS 等認証の取得及び団体認証取得の経費を支援する。 ＜補助率＞ 県1／2
5 「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業	「みやざき林業大学校」において、林業・木材産業が求める実践的な人材育成を総合的に実施する。

(3) 水産業の振興

事業名	事業内容
1 水産基盤整備事業	漁港において、水産物の品質確保や衛生管理対策の高度化、流通機能の強化に必要な岸壁等の整備や、漁港・漁場施設の機能保全を行うために必要な保全工事等を実施する。 … 延岡市（旧北浦町）、日南市、串間市、都農町 水産業の持続的発展の基盤となる漁業集落排水施設等の整備を補助する。 … 日南市

(4) 企業の立地対策

事業名	事業内容
1 企業立地促進補助金	地域経済の活性化及び魅力ある雇用機会の創出並びに産業の高度化を図るため、立地企業の工場建設等の初期投資等を補助することにより企業立地を促進する。

(5) 起業の促進

事業名	事業内容
1 県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）	県中小企業融資制度の「創業・新分野進出支援貸付」において、地域振興5法の指定地域で創業する場合を対象に、通常より優遇された保証料率により融資を行う。

(6) その他

事業名	事業内容
1 地域資源ブランド協働推進事業	ユネスコエコパークなど国内外で認められた地域資源ブランドについて、多様な主体（大学生等）や各ブランドの協議会等と協働した取組を進めることにより、次世代への継承や地域資源の活用を図る。
2 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発事業	宮崎・大分両県及び関係市町等と連携し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの魅力を県内外に発信することで、当該エリアの認知度向上や利活用の促進につなげる。
3 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業	令和9年度の登録10周年に向けて、国内外から人を呼び込み地域活性化を図るため、エコツーリズムのモデルコース造成やインバウンド等の受入環境を整備する。

4 みやざきの農業遺産活性化協働事業	世界・日本農業遺産の活用による地域経済を支える人材の確保や人材育成等の取組について、深化・高度化を図るとともに、持続可能な開発目標（SDGs）と連動した情報発信、企業との連携等に取り組み、みやざきの農業遺産を未来に繋げていくための地域活力を創造する。 関係町村（宮崎市、日南市、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）
5 産業 DX トータルサポート事業（産業 DX 推進事業費補助金）	既存業務の効率化・省力化のためのデジタル技術等の導入や、更なる業務改善に向けた既存システム間連携など、組織的・戦略的な事業変革（DX）への取組みに要する経費を支援する。
6 特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業	県内における特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村等を支援する。 <補助額> 1 件あたり 100 万円以内
7 特定地域づくり事業協同組合設立強化事業	県内事業者向けに制度の理解を深めるための説明会や相談会を開催するほか、現地視察会を開催することにより、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進する。

4 地域における情報化

少子高齢化や人口減少が進行する中、過疎地域が持続的に発展していくためには、デジタル技術をはじめとする技術革新に対応しながら、持続可能な社会を築いていく必要がある。

このため、令和7年3月に策定した「宮崎県デジタル化推進計画～みやざき DX プラン～」に基づき、行政、産業、地域や暮らしにおけるデジタル化を推進するとともに、デジタル人材の育成やデジタルリテラシーの向上を推進する。

事業名	事業内容	備考
1 市町村 DX 支援事業	市町村へのデジタル高度専門人材の派遣等により、市町村におけるデジタル技術を活用した業務改革・住民サービス導入等のDX推進を支援する。	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保は、地域産業活動の活性化や地域住民の利便性の確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、引き続き道路交通網等の重点的な整備を進め、広域的交通ネットワークの形成に努める。

また、過去に整備された道路の多くは、現在、維持・補修という新たな課題に直面していることから、それぞれの地域にふさわしい維持管理手法を検討し、安全・安心な生活を送ることができるよう適切な管理に努める。

(1) 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容				
	事業種別	路線名	幅員	延長	備考
1 林道 (地方創生道整備推進交付金事業、地域未来交付金事業)	開設	8 路線	m —	m 8,170	
		① 岩神・大石線	5.0	1,360	五ヶ瀬町
		② 竹の原・諸和久線	5.0	910	日之影町
		③ 西林・神陰線	4.0	600	日向市(旧東郷町)
		④ 黒岳線	4.0	750	諸塚村、椎葉村
		⑤ 高千穂・日之影線	5.0	2,100	高千穂町、日之影町
		⑥ 可愛岳線	4.0	1,000	延岡市(旧北川町)
		⑦ 山神・持田線	4.0	700	美郷町
		⑧ 古枝尾・向山線	4.0	750	椎葉村
	舗装	2 路線	—	11,000	
		① 長谷・児原線	5.0	4,000	西米良村
		② 熊山線	4.0	7,000	日向市(旧東郷町)
(山のみち地域づくり交付金事業)	開設	1 路線	—	2,500	
		① 小川・棚倉峠線	5.0	2,500	西米良村
(森林環境保全整備事業)	開設	5 路線	—	4,360	
		① 高千穂・日之影線	5.0	1,840	日之影町
		② 古枝尾・向山線	4.0	500	椎葉村
		③ センゲン線	4.0	750	日向市(旧東郷町)
		④ 長谷・児原線	5.0	520	西米良村
		⑤ 日出線	4.0	750	高千穂町

(2) 県道等の整備

事業名	事業内容				
	事業種別	路線名	幅員	延長	備考
1 国道 (知事管理分)	改良	14 工区	m —	m 24,150	
		① 219 号 (越野尾 2)	7.0	1,300	西米良村
		② 219 号 (越野尾二之渡)	7.0	1,200	西米良村
		③ 265 号 (十根川)	7.0	2,800	椎葉村
		④ 269 号 (麓)	15.0	200	都城市 (旧山之口町)
		⑤ 269 号 (脇別府)	12.5	240	都城市 (旧山之口町)
		⑥ 327 号 (和田)	11.0	300	美郷町
		⑦ 327 号 (佐土の谷)	7.0	3,400	諸塚村
		⑧ 388 号 (新屋敷)	7.0	460	美郷町
		⑨ 388 号 (矢立)	7.0	2,000	椎葉村
		⑩ 447 号 (真幸)	7.5	3,200	えびの市
		⑪ 448 号 (石波)	7.5	3,200	串間市
		⑫ 448 号 (宮原 2)	7.0	450	串間市
		⑬ 503 号 (飯干 B P)	7.0	5,000	諸塚村
		⑭ 503 号 (北粉)	7.0	400	諸塚村
(防災・安全交付金 ・交通安全事業)	歩道設置	6 工区	—	3,900	
		① 221 号 (新田)	3.5	800	都城市 (旧高崎町)
		② 268 号 (栗須)	2.5	700	小林市 (旧野尻町)
		③ 268 号 (東麓)	2.5	600	小林市 (旧野尻町)
		④ 221 号 (坂元)	2.5	800	えびの市
		⑤ 221 号 (下麓)	2.5	700	高原町
		⑥ 327 号 (鶴野内)	2.5	300	日向市 (旧東郷町)
	電線 共同溝	1 工区	—	1,030	
		① 222 号 (春日 2)	4.5	1,030	日南市
	付加車線	2 工区	—	2,100	
		① 325 号 (下野)	3.0	1,100	高千穂町
		② 268 号 (紙屋)	3.0	1,000	小林市 (旧野尻町)
(人にやさしい沿道 環境整備事業)	歩道設置、 段差改善、 通学路等交 通安全対策	国道 221 号他	—	—	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

2 県 道 (改 良)	改 良		m	m	
		36 工区	—	36,480	
		① 日之影字目線 (赤石 2)	7.0	900	日之影町
		② 日之影字目線 (赤石 3)	7.0	700	日之影町
		③ 竹田五ヶ瀬線 (波帰之瀬)	7.0	1,400	五ヶ瀬町
		④ 竹田五ヶ瀬線 (夕塩)	7.0	1,100	高千穂町
		⑤ 竹田五ヶ瀬線 (原山)	7.0	1,600	高千穂町
		⑥ 東郷西都線 (松尾ダム)	7.0	2,300	木城町
		⑦ 東郷西都線 (鹿遊)	7.0	520	木城町
		⑧ 宮崎須木線 (小野 2)	7.0	1,500	小林市 (旧須木村)
		⑨ 宮崎北郷線 (山仮屋)	7.0	400	日南市
		⑩ 日南高岡線 (坂元)	7.5	1,400	日南市
		⑪ えびの高原小田線 (末永)	7.0	2,800	えびの市
		⑫ えびの高原小田線 (末永)	7.0	1,500	えびの市
		⑬ 北川北浦線 (小長谷)	7.0	300	延岡市 (旧北浦町)
		⑭ 高城山田線 (王子橋)	12.5	760	都城市 (旧高城町)
		⑮ 市木串間線 (古都)	9.5	1,600	串間市
		⑯ 市木串間線 (牧内)	7.0	1,000	串間市
		⑰ 諸塚高千穂線 (赤仁田)	5.0	200	高千穂町
		⑱ 諸塚高千穂線 (丸小野)	7.0	500	高千穂町
		⑲ 酒谷榎原線 (下塚田)	7.5	900	日南市
		⑳ 上椎葉湯前線 (六弥太 2)	5.0	200	椎葉村
		㉑ 土生高千穂線 (鳥越)	5.0	200	五ヶ瀬町
		㉒ 下野鹿狩戸線 (白水)	5.0	400	高千穂町
		㉓ 岩戸延岡線 (岩神)	5.0	300	高千穂町
		㉔ 上長川日之影線 (三挺弓)	5.0	400	日之影町
		㉕ 宇納間日之影線 (糸平下)	5.0	100	日之影町
		㉖ 上祝子綱の瀬線 (片内)	5.0	2,500	延岡市 (旧北方町)
		㉗ 板上曾木線 (板下)	5.0	3,000	延岡市 (旧北方町)
		㉘ 奈佐木高岡線 (漆野原)	7.0	200	小林市 (旧野尻町)
		㉙ 矢岳高原京町線 (昌明寺)	7.0	500	えびの市
		㊱ 有水高原線 (木場谷)	9.5	900	高原町
		㊱ 元狩倉日南線 (吉野方)	5.0	2,000	日南市
		㊱ 北方南郷線 (潟上)	7.0	700	日南市
		㊱ 市木南郷線 (市木小前)	11.5	800	串間市
		㊱ 市木南郷線 (贅波)	8.0	1,500	日南市
		㊱ 一氏西方線 (矢床)	7.5	600	串間市
		㊱ 都井西方線 (弓田)	7.5	800	串間市
(防災・安全交付金 ・交通安全事業)	歩道設置	1 工区	—	400	
		① 元狩倉日南線 (飢肥 2)	2.5	400	日南市
(人にやさしい沿道 環境整備事業)	歩道設置、 段差改善、 通学路等交 通安全対策	都城北郷線他	—	—	都城市、延岡市、日南市、小 林市、日向市、串間市、えび の市、高原町、西米良村、木 城町、都農町、諸塚村、美郷 町、高千穂町、日之影町、五 ヶ瀬町

(3) 交通手段確保のための対策

事業名	事業内容	備考
1 地方バス路線等運行維持対策事業	広域的・幹線的路線を運行するバス事業者等を支援し、地域住民の生活に必要な路線の維持を図る。	

6 生活環境の整備

生活環境の整備については、住民生活の安全・安心の基盤になるものとして不可欠な分野であるため、水道、下水道等の水洗化施設、公営住宅等の生活環境を整備し、都市にはないゆとりをもった居住の場としての魅力を一層高める施策を推進する。

広域的な処理を必要とする一般廃棄物処理施設については、広域的な市町村圏単位での取組を一層推進し、水道や生活排水処理については地域の実態に応じた整備を積極的に進める。

また、土砂災害等自然災害防止対策に努めるとともに、効果的かつ効率的な消防救急施設の整備に努める。

さらに、生活環境整備を進めるに当たっては、水源のかん養等の公益的機能を有する貴重な自然環境・景観の保全に努めることとする。

(1) その他（防災対策）

事業名	事業内容	備考
1 保安林整備事業	保安林の改良・保育を行い、水源かん養や災害の防止等保安林の機能強化を図る。	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
2 山地治山事業	山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム、土留工等の治山施設の整備や森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地の復旧整備を図り、県民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養機能の高度発揮や、安全で安心できる生活環境の保全・形成を図る。	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
3 地すべり防止事業	地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の地すべりを防止し、地域の安全の確保に努める。	椎葉村
4 地すべり対策事業	地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の地すべりを防止し、地域の安全の確保に努める。	日南市、日向市（旧東郷町）、美郷町、諸塚村、椎葉村、延岡市（旧北方町）

5 砂防事業	土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守る。	日南市、串間市、都城市（旧山之口町）、小林市（旧須木村）、えびの市、西米良村、都農町、日向市（旧東郷町）、美郷町、諸塚村、椎葉村、延岡市（旧北浦町、旧北川町）、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
6 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保全する。	日南市、串間市、えびの市、西米良村、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町
7 漁港施設機能強化事業	地震・津波や波高増大等に対して、防波堤など漁港施設の機能強化を図る。	延岡市（旧北浦町） 日南市、串間市
8 広域河川改修事業	① 広渡川（L=2.9km、掘削、築堤、護岸） ② 戸高川（L=1.0km 掘削、築堤、護岸） ③ 酒谷川（L=1.1km、掘削、築堤、護岸） ④ 耳川（L=1.0km、掘削、築堤、護岸）	日南市 日南市 日南市 日向市（旧東郷町）
9 大規模特定河川事業	① 耳川（L=0.17 km） ② 山田川（L=0.5km、掘削、築堤、護岸） ③ 戸高川（L=0.8km、掘削、護岸、橋梁）	日向市（旧東郷町） 都城市（旧山田町） 日南市
10 河川メンテナンス事業	① 戸高川（排水機場の更新・修繕） ② 管内一円（樋門・樋管の老朽化対策）	日南市 県内一円 （一般の市町村を含む）
11 港湾改修事業	大規模地震災害時における安全で安心な市民生活を確保するため、海上からの緊急物資輸送の拠点となる耐震岸壁を整備する。	日南市
12 高潮対策事業	L1 津波から県民の生命や財産を防護するために、海岸保全施設を整備する。	日南市

13 津波対策緊急事業	L1 津波から県民の生命や財産を防護するために、海岸保全施設を整備する。	延岡市（旧北浦町）
14 土地利用一体型水防災事業	① 耳川（L=0.6km、輪中堤、宅地嵩上げ） ② 五ヶ瀬川（L=30.7km、輪中堤、宅地嵩上げ）	美郷町 延岡市（旧北方町）
15 総合流域防災事業	① 天神川（L=0.5km、掘削、築堤、護岸） ② 花の木川（L=0.1km、護岸、橋梁） ③ 管内一円（水位局更新、水位局浸水・停電対策、危機管理型水位計設置、簡易型河川監視カメラ設置、河川監視カメラ設置）	串間市 都城市（旧山之口町） 県内一円 （一般の市町村を含む）
16 地震・高潮対策河川事業	① 伊比井川（堤防耐震化） ② 野中川（堤防耐震化） ③ 風田川（樋門自動閉鎖化、堤防耐震化） ④ 福島川（樋門自動閉鎖化、堤防耐震化） ⑤ 天神川（堤防耐震化） ⑥ 善田川（堤防耐震化）	日南市 日南市 日南市 串間市 串間市 串間市
17 ダムメンテナンス事業	① 日南ダム（ダム管理施設更新） ② 綾北ダム（ダム管理施設更新） ③ 松尾ダム（ダム管理施設更新） ④ 渡川ダム（ダム管理施設更新） ⑤ 広渡ダム（ダム管理施設更新） ⑥ 綾南ダム（ダム管理施設更新） ⑦ 田代八重ダム（ダム管理施設更新） ⑧ 岩瀬ダム（ダム管理施設更新） ⑨ 祝子ダム（ダム管理施設更新）	日南市 小林市（旧須木村） 木城町 美郷町 日南市 小林市（旧須木村） 小林市（旧須木村） 小林市（旧野尻町） 都城市（旧高崎町） 延岡市（旧北川町）
18 橋梁・トンネル補修事業	長寿命化修繕計画に定められた計画的な定期点検やその結果に基づく補修・更新工事を行い、地域の安全・安心の確保に努める。	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

19 道路防災事業	災害時における道路機能の確保及び集落の孤立化を防止するため、落石対策や法面崩壊対策などの道路防災対策を推進する。	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
-----------	--	--

(2) 生活排水対策

事業名	事業内容	備考
1 浄化槽整備支援事業	個人が行う単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換に伴う合併処理浄化槽の設置等について、市町村が補助した場合に支援を行う。	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域においては、高齢化率が45.7%（令和6月10月）となるなど、高齢化が一層進展している。このため、活力ある地域社会を維持していくためには、地域社会の重要な担い手である高齢者が生涯を通じて健康な生活を送り、できる限り要支援・要介護状態になることを防止するとともに、高齢者自らが積極的に自分の能力を発揮し、社会への貢献が実感でき、健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を促進する必要がある。

また、何らかの支援や介護を要する高齢者が増加しており、地域社会全体で支えることが重要となっている。

このため、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーの地域づくりを推進するとともに、令和6年3月に策定した「第10次宮崎県高齢者保健福祉計画・第9期宮崎県介護保険事業支援計画・第2次宮崎県認知症施策推進計画」（以下「宮崎県高齢者保健福祉計画」という。）に基づき、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように在宅医療と介護の連携等に重点を置いた「地域包括ケアシステム」の推進や、認知症高齢者支援策の充実に取り組む。

一方、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境も変化する中で、結婚や子どもを生まみ育てる希望を持つ全ての人々の希望が叶えられるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを図る必要がある。

このため、「市町村こども計画」や「市町村子ども・子育て支援事業計画」等に基づく地域の母子保健サービスを支援するとともに、「宮崎県こども未来応援プラン」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援策を総合的、計画的に推進していく。

事業名	事業内容
1 みやざき地域見守り応援隊	県民の日常生活に密着した事業を行っている民間事業者の協力を得て、民間事業者だからこそできる地域での見守り活動を実施する。
2 介護人材確保対策市町村支援事業	市町村が地域の実情に応じて実施する介護人材の確保・育成に向けた取組を支援することにより、介護サービス提供体制の強化を図る。
3 外国人介護人材確保対策事業	外国人材を受け入れる介護事業所に必要な機材の購入や研修実施に要する経費、住居確保に要する経費等への補助を実施することにより、外国人介護人材の受入・定着を促す。
4 介護テクノロジー導入支援事業	介護ロボットや介護ソフト等の導入を支援することにより、介護職員の負担軽減や業務効率化など働きやすい環境を整備し、介護人材の確保・定着を図る。

8 医療の確保

過疎地域の医療需要は、高齢化等に伴い増大・多様化すると見込まれるが、過疎地域においては、非過疎地域に比べ新たな医師や医療施設の確保等は困難な状況にあり、広域的な医療圏域のもとで機能を分担しながら医療の確保を図っていく必要がある。

このため、宮崎大学や県医師会、市町村等と連携を図りながら医師の確保、養成に努めるとともに、市町村による保健活動の強化や巡回診療の計画的実施及び患者搬送体制の確立に努める。

事業名	事業内容
1 中山間地域の持続可能な医療体制構築事業	① 無医地区巡回診療事業 無医地区住民に対する医療を確保する。 ② 無歯科医地区巡回診療事業 無歯科医地区住民に対する医療を確保する。 ③ へき地出張診療事業 医師の常駐が得られない診療所に開業医等を派遣する。
2 自治医科大学運営費負担事業	全国の都道府県が共同して設立した自治医科大学の運営に要する経費を負担（本県出身医学生の授業料等）する。
3 地域医療充実強化対策事業	へき地勤務医師の知識や技術の向上を図るために、研修に派遣する。
4 医学生地域医療実習等支援事業（医学生地域医療ガイダンス）	地域枠等の医学生を対象として、へき地等での医療実習体験を実施する。
5 へき地医療支援機構運営事業	本県におけるへき地医療対策をより円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療支援機構を設置・運営する。
6 医師修学資金貸与事業	県が指定する医療機関で勤務することを条件に、医学生に対して修学資金を貸与する。
7 医師確保対策強化事業	県と市町村で設立した「医師確保対策推進協議会」において、県と市町村が一体となった医師確保に係る様々な取組を行う。

9 教育の振興

学校教育においては、児童生徒数が減少し、学校規模も小規模化しているが、過疎地域の持続的発展のためには、教育水準を維持向上させることが重要である。

このため、学校施設・設備の整備、遠距離通学への支援、教職員の適正配置と資質の向上等に努めるとともに、時代の流れに対応した教育内容の充実や指導方法の改善を図る。

また、社会教育、生涯スポーツ推進の観点から住民ニーズを踏まえながら施設の整備に努め、学校教育と社会教育の連携に配慮しながら社会教育・社会体育指導者の育成等指導体制の充実を図る。

(1) 学校教育関連施設（その他：奨学制度の充実等）

事業名	事業内容
1 高等学校地区生徒寮運営	へき地等学校及び遠隔地出身の生徒のための高等学校地区生徒寮（6寮）の運営の充実に努め、修学に適した生活の場を提供するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。
2 育英資金貸与事業	経済的理由により大学、高等学校等での修学が困難な者に対して奨学金を貸与する一般育英資金及びへき地等出身の高校生等を対象としたへき地育英資金の充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等

事業名	事業内容
1 新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」	多様化する県民の学習ニーズに応え、県民が必要とする生涯学習に関する情報をどの地域に住んでいても幅広くかつ迅速に入手することができるよう生涯学習情報を提供し、県民の生涯学習活動を支援する。
2 読書っていいね「読書県みやざき」推進事業	推進委員会による読書活動推進計画の策定、検証、シンポジウムの開催など読書活動推進に係る事業を総合的に実施する。

10 集落の整備

過疎地域が持続的に発展していくためには、その基本的単位である集落の維持・活性化の促進が必要である。集落の維持・活性化に当たっては、住民自身が集落の現状と課題をしっかりと把握し、将来人口の見通しや地域課題を踏まえた話し合い等を行い、住民が主体的に集落づくりに取り組むことが重要である。

このため、本県では、地域や市町村等と連携しながら、「宮崎ひなた生活圏づくり」の推進などにより、集落の維持・活性化を図ることとする。

事業名	事業内容
1 未来へつながる「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業	宮崎ひなた生活圏づくりを促進するための地域ワークショップへの支援、課題解決のための支援及び県内の先進的な取組事例の横展開を行う。
2 中山間地域暮らしサポートネットワーク構築事業	中山間地域での暮らしを支える総合的なサービス展開の仕組みを構築するとともに、地域運営組織の形成支援や中山間盛り上げ隊を活用した地域活動の担い手となる関係人口の創出により、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。
3 「地域×大学」地域連携プロジェクト事業	大学のもつ知見や柔軟な視点、感性と、民間事業者がもつ専門的知識を取り入れながら地域の課題を解決する取組を行う。
4 元気な中山間農業・農村活性化事業	農村集落のコミュニティを強化するため、農村 RMO の形成や中間支援組織のモデル化に向けた取組及び農用地保全や地域資源の活用等の取組を支援する。 ＜補助率＞ 定額

11 地域文化の振興等

地域固有の文化資源の価値を見つめ直し、現在の生活の中で継承し発展させていくことや、文化活動の活性化と交流により新しい地域文化の創造を推進していくことが、個性的で魅力ある地域づくりをさらに進展させることとなり、このことが過疎化に歯止めをかける大きな要因の一つとなる。

このため、文化施設における事業の充実や芸術文化の鑑賞・発表機会の拡充など文化活動を促進するための環境整備を図る。また、過疎地域に多く残されている文化財等の保存と活用を促進するとともに、情報発信に取り組み、これらを自ら守ろうとする機運を醸成することにより、ふるさとの魅力ある文化として地域づくりや観光振興に役立てていく。

事業名	事業内容
1 文化鑑賞機会の提供	① 芸術文化発信事業（県立芸術劇場費－県民文化振興事業） 劇場まで足を運ぶことが難しい方や、宮崎県の未来を担う子どもたちに舞台芸術を届けることを目的に、県内市町村、公立文化施設、学校等と連携し、県内各地で公演やワークショップなどのアウトリーチ活動を行う。 ② 地域で楽しむ文化芸術体験事業 プロのアーティストによる文化芸術作品の鑑賞と住民の参加・体験が一体となった公演を実施する。 ③ 文化芸術教育推進事業 主として高校生を対象としたハイレベルな芸術鑑賞事業を展開することにより、生徒が生涯にわたって芸術文化に親しみ、豊かな心を育むことを目指す。近隣中学校に合同鑑賞を呼びかけたり、地域の方々を招いてアウトリーチ活動へと展開するなど、県立学校が実施拠点として地域活性化を含む芸術文化振興の新たな価値を創出していく。 ・プロフェッショナル・コンサート（音楽等公演） ・日本のこころに親しむ（古典芸能公演） ④ 「タビビ ～旅する美術館～旅する美術教室」 県内各地で県立美術館所蔵作品による展覧会を開催するとともに、会場での作品解説や創作体験を行い、美術館から遠方の方々へ美術鑑賞の機会を提供する。また、開催地域の近隣の学校・施設等で美術教室を実施し、より多くの県民が気軽にアートに触れることができる場を設定することで、地域の文化振興に寄与する。
2 文化財等の保存	① デジタルミュージアム構築事業 県内の文化や歴史に関する情報をデジタル化し、一元的なデータ整理・管理を行うとともに、インターネットにより広く地域や時間に偏りなく情報を提供する。

② みやぎきの民俗芸能保存継承事業

県内の神楽やその他の民俗芸能の調査研究や映像記録を作成し学術的な基礎資料を蓄積するとともに、情報公開や補助金等の財政的支援により、本県の民俗芸能の魅力発信と保存・継承の推進を図る。

③ 文化財保存整備補助

国指定の重要文化財等の大規模修繕等に要する経費のうち、国庫補助分を差し引いた額を対象に補助を行い、文化財の所有者又は管理団体の経費負担の軽減を図り、重要な文化財を後世に確実に伝承させることを目的とする。

④ 埋蔵文化財緊急調査補助

市町村が行う緊急調査（農業基盤整備や個人住宅等に伴う発掘調査等）に対する補助。県費補助率については、事業費から国庫補助額（事業費の $1/2$ ）を除いた額に対し、当該年度の前々年度の財政力指数が 0.4 を超える市町村は $2/5$ 以内、それ以外は $1/2$ 以内としている。

⑤ みやぎきの文化資源活用推進事業

神話・伝承、史跡や神楽など本県の宝である記紀ゆかりの文化資源を新たな時代における人づくりや地域活性化に最大限活用する観点から、県内外で講座や神楽公演等を実施するとともに、多様な主体が神楽を支える仕組みとして神楽を支援する企業等を「みやぎきの神楽サポーター」に認定する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域の持続的発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環が重要であることから、景観や自然環境に配慮しつつ、地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

事業名	事業内容
1 小水力発電等農村地域導入支援事業	農業用水を利用した小水力発電等の施設整備や導入に必要な可能性調査等の支援を行うことにより、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域の活性化を図る。
2 小水力発電導入可能性調査事業	小水力発電の導入を検討する市町村に対し、可能性調査や技術支援を行うことにより、地域主体での開発を推進し、地域の持続可能な発展及び地域の活性化を図る。

宮崎県過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

発行 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L 0985-26-7036

F A X 0985-26-7353

E-mail chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp